

監査公表第18号（平成24年3月2日、県公報第3370号登載）
商工部出先機関定期監査（平成23年度）

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：商工部の出先機関10機関
- (2) 監査対象期間：平成23年1月1日～平成23年11月30日（11か月間）
- (3) 監査実施期間：平成24年1月24日～平成24年1月27日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡中小企業振興事務所	平成24年1月24日
久留米中小企業振興事務所	平成24年1月27日
北九州中小企業振興事務所	平成24年1月26日
飯塚中小企業振興事務所	平成24年1月27日
計量検定所	平成24年1月27日
大阪事務所	平成24年1月27日
工業技術センター	平成24年1月26日～平成24年1月27日
工業技術センター 生物食品研究所	平成24年1月24日～平成24年1月25日
工業技術センター インテリア研究所	平成24年1月26日～平成24年1月27日
工業技術センター 機械電子研究所	平成24年1月24日～平成24年1月25日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

(1) 収入

使用料、手数料、受託事業収入等の調定及び収入事務

(2) 支出

賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

(3) 人件費

報酬、通勤手当の認定及び支給事務

(4) 契約

契約の締結及び履行確認事務

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分の状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は調査した範囲において、適正に執行されていた。